

令和6年度三田市出合い・結婚支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度三田市出合い・結婚支援事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 業務の目的

本市は、男女(25～39歳)ともに全国平均よりも未婚率が高く、特に女性の未婚率は、高い状況であり、加えて合計特殊出生率も低い状況である。この課題を解決すべく、婚姻件数も近年減少している中、結婚を望んでいる未婚者が出合いだけでなく、共通の趣味を通して、異性との新たな出合いや仲間づくりを目的としたイベント、さらに交際から結婚までのプロセスをサポートし、出会う前から、出合い、交際から結婚まで総合的な結婚支援事業に取り組み、結婚を望む人が幸せな未来を築けることを目的として本業務を実施する。

4 業務概要

本業務は、未婚の男女に対し、結婚観の醸成や具体的な結婚活動に役立つ講義や実習等と、交流の場を提供するための事業について企画・運営・募集等一切の業務を行うこと。また、5業務内容は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な業務の内容及び詳細は、本市と協議及び調整の上、実施すること。

5 業務内容

(1) 企画立案・実施運営

本業務の履行に必要な事項をリストアップし、意見聴取・調整が必要な関係者の確認、方向性の協議、スケジュール・工程管理等、各作業の具体的な内容を整理し、本市と共有する。

①趣味趣向を通じた自己発見イベント

内容：結婚に関する不安の軽減につながるセミナーや、結婚や将来のあり方について考えるセミナーを開催する。気軽に楽しみながら参加することができるプログラムとすること。

目的：共通の趣味などを通じて異性との新たな出合いや仲間づくりを目的とする。

対象：

- ・漠然と将来について不安があり結婚やその先の将来についてイメージが持てない方
- ・自分の価値観や望む将来像を整理したい方
- ・自ら変革することで新たな出合いにつなげたいと考える方 等

②婚活イベントと連携する取組、スキルアップセミナー（婚活サポートプログラム）

内容：結婚を望んでいる未婚者が、婚活に対するモチベーションアップにつながるセミナーや、自信を持って婚活に取り組めるような外見や内面のスキルアップにつながるセミナーを開催する。

目的：交際や結婚の基本的なマナーや身だしなみ、コミュニケーション能力等のスキルを向上させ、その後の婚活実施効果を高める他、交際や結婚へのきっかけとなることを目的とする。

対象：

- ・異性との会話応対が不得手で婚活事業への参加に踏み切れなかった方
- ・これまで婚活等に取り組んでも思った成果が得られなかった方
- ・自ら変革することで新たな出合いにつなげたいと考える方 等

その他：

- ・直接会場で、兵庫県が実施する「ひょうご出合いサポートセンター」事業に関する説明を行う時間を設け、参加者に対して、「ひょうご出合いサポートセンター」への登録促進に取り組むこ

と。詳細については、市と協議の上決定すること。なお、セミナーが、「ひょうご出会いサポートセンター」の登録促進と有機的に連携し、全体として高い効果が見込まれることを期待しているため、セミナー単独での実施は不可とする。

③交際から結婚までをサポートするイベント

内容：交際中の2人が、自己理解や、パートナーとの相互理解を深めるために気持ちを伝えあう機会を設け、金銭感覚や食、清潔感等に関する価値観のズレに気づいた場合、互いに歩み寄って解消するきっかけとなるイベントを開催する。

目的：交際から結婚まで、自己理解やパートナーとの相互理解を深めることを目的とする。

対象：交際中の方、お付き合いに発展しても続かない方、これまで婚活等に取り組んでも思った成果が得られなかった方 等

<その他の要件>

・参加対象者の年齢要件及びイベント1回あたりの参加予定人数は、各イベント参加予定人数は40名以上、おおむね20～30歳代の結婚を望む未婚者、本市に在住している・勤務地がある等ゆかりのある方、及び本市の魅力や暮らしに関心のある本市以外の方を対象とし、イベントごとに提案し、市と協議の上決定すること。

・委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用（企画立案・実施運営、各種使用料、広報費等）とし、飲食費、体験料、個人の交通費は対象としない。また、備品購入費も原則対象としないため、リース・レンタル対応とすること。

・参加者から料金（参加料など）を徴収しても差し支えないが、金額は市と協議の上決定し、料金の管理は受託者が行うこと。なお、参加料を充当する経費は委託料には含めないものとし、業務報告書において内訳を示すこと。

・外部講師を招聘する場合、講師謝金は一人一日当たり10万円以内（税別、旅費・交通費等の実費は除く。）とする。謝礼に旅費等を含む場合は、業務報告書において内容を明らかにする必要がある。

・会場は、原則、三田市内とすること。

・回数は、5（1）の①～③の各イベント1回以上、計3回以上企画し、実施すること。

（2）イベント周知、参加者募集

・対象者に周知が行き届くよう、様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集・申込受付を行い、募集定員の確保に努めること。媒体についてはウェブでの広告やSNSなど効果的な手法を提案すること。また、パンフレットやポスター等の印刷物については、作成部数、配布先及び配布内訳を示すこと。イベントに係る参加者からの問合せについては、連絡先（電話、電子メールその他の方法）を定め、対応すること。

・参加者を広く募るだけでなく、参加者が交際や結婚に発展しやすくなるようなイベント内容とすること。例えば、共通の趣味等を通じた参加者どうしの交流の促進を図るためのイベントや、価値観や人生観などが近い参加者を集めたイベントを企画すること。

・イベント周知にあわせ、イベント実施までの参加者へのアプローチや、参加者の気持ちを高めるしくみを工夫すること。

（3）イベントの効果検証

参加者の結婚に対する意識調査、本事業に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、考察結果を報告すること。なお、アンケートはイベントごとに実施し、その後開催するイベント内容への反映に努めること。

（4）業務報告書

業務完了後の業務報告書には次の内容を盛り込むこと。

- ・業務の概要（企画内容、手法など）
- ・業務実施結果（取組ごとに、実施回数、実施時期、参加者数のほか、要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれていないよう記載し、参加料を徴収する場合の充当経費の内訳を示すこと。
- ・業務において作成したチラシ等
- ・その他関係資料

6 業務の実施

- ・本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- ・受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- ・受託者は、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- ・いわゆるサクラ（偽物の参加者）や未婚者を対象としたイベントに既婚者が参加するなど、事業本来の趣旨を損なうことのないよう、厳正な運営を行うこと。
- ・イベントの実施中は、参加者の安全確保に十分配慮し、不測の事態にも対応できる人員や体制を整えること。また、参加者の万一の事故等に備えて必要な保険に加入すること。
- ・イベント参加者からの相談は真摯に対応すること。
- ・参加者との間に発生したトラブルに対しては受託者が責任を持って対処すること。
- ・障害がある者の参加に支障がないよう、必要な配慮を行うこと。
- ・必要に応じて、感染症の感染防止対策を行うこと。
- ・公費を用いたイベントであるため、アルコール類の提供は一切認めない。
- ・受託者は、業務の進捗に関して定期的に報告を行うこと。
- ・委託業務に係る成果物等の著作権は、すべて市に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、市と受託者で協議して対応するものとする。

7 留意事項

- ・本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、三田市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取り扱いについては、三田市個人情報保護条例（平成12年3月31日三田市条例第5号）を遵守し、取り扱いについては十分に注意すること。
- ・三田市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように注意すること。
- ・性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- ・結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰からどのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- ・「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。

8 その他

(1) 秘密の保持

本業務を通じて知り得た情報を厳重に管理し、契約の目的以外に利用し、又は再委託先を除く第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(2) 契約代金の支払い

契約代金の支払いは、原則として本業務完了後の精算払いとする。

(3) その他

- 本仕様書、関係法令等を遵守し、三田市と十分協議の上、共同して業務を進めること。
- 本業務の実施に際し、問題等が発生した場合は誠意をもって対応すること。また、本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行上疑義が生じた場合は、受託者及び三田市双方による協議のうえ決定する。
- 上記に関わらず明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本事業に含まれるものとする。
- 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- 各業務に係る編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- 各種アカウント作成時には、三田市の了承を得ること。
- 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、三田市が承認した場合はこの限りではない。